

○注意事項

建設用

1 契約について

(1) 書面による契約の場合

契約日は、落札決定日を含む 7 日以内の開庁日（7 日以内には閉庁日を含む。）

ただし、7 日目が閉庁日の場合は翌開庁日とする。

※契約日を記入の上、提出してください。

(2) 電子契約サービスによる契約の場合

受注者の署名日は、落札決定日を含む 5 日以内の開庁日（5 日以内には閉庁日を含む。）

ただし、5 日目が閉庁日の場合は翌開庁日とする。

※契約日は、市、業者の両者が合意した日となります。

このため、事業者の契約書合意時は、契約日が記入されていません。

両者合意後に契約日を記入するので、締結後の書類を確認してください。

2 着手日について

契約日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

3 契約保証金（契約保証期間は、契約日～工事完了日まで）

契約金額が 200 万円を超える場合 10%以上必要（200 万円以下は免除）

納付方法は現金、銀行又は西日本建設保証等の保証、履行保証保険等

※現金の場合は、契約金額の 100 分の 10 以上かつ 1 万円単位（1 万円未満切り上げ）となります。納付書をお渡しするので、事前にご連絡ください。なお、現金の納付後、領収書のコピーを提出してください。

連絡先：経営総務課入札グループ 079-662-3161

※領収書は、メールで提出することもできます。

メールアドレス：keiyaku@city.yabu.lg.jp

4 誓約書

契約金額が 200 万円を超える場合、養父市暴力団排除条例により、誓約書の提出が必要です。また、下請負人との契約金額が 200 万円を超える場合には、下請負人についても誓約書の提出が必要です。

5 建設業退職金共済制度への加入

建設工事で契約金額が 200 万円を超える場合、掛金収納書（原本）を提出してください。ただし、建退協以外の制度を利用している場合等、提出しない場合は、その理由を記載した書類を提出してください。

※200 万円以下は、提出省略可

- 6 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する関連書類の提出

令和7年5月以降、法第13条及び省令第4条に基づく書面は、契約書から別様式として提出をしていただくことになりました。

つきましては、対象工事の必要に応じて書類を提出してください。

○対象となる工事

工事の種類	規模
建築物の解体	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上

- 7 法定外の労災保険の付保について

特記仕様書に法令外の労災保険の付保が明示されている場合は、工事請負契約書第56条第2項の規定に基づき、付保していることがわかる保険証券等の書類を担当の**工事監督員**に提示してください。

- 8 書類の提出先及び提出期限について

(1)経営総務課へ提出する書類

契約書以外で経営総務課に提出する資料は、下記メールアドレスに電子ファイルを提出するか、紙媒体の場合は持参してください。

提出先メールアドレス：keiyaku@city.yabu.lg.jp

ア 書面による契約の場合

提出期限：落札決定日から7日以内の開庁日（7日以内には閉庁日を含む。）ただし、7日目が閉庁日の場合は翌開庁日とする。

- ・ 契約書2部
- ・ 誓約書（養父市暴力団排除条例関係）
- ・ 契約保証金関係書類
- ・ **法第13条及び省令第4条に基づく書面 ※別様式**
- ・ 建設業退職共済掛金収納書（契約締結日から1ヶ月以内の提出）

イ 電子契約サービスによる契約の場合

提出期限：落札決定日から5日以内の開庁日（5日以内には閉庁日を含む。）ただし、5日目が閉庁日の場合は翌開庁日とする。

- ・ 誓約書（養父市暴力団排除条例関係）
- ・ 契約保証金関係書類

- ・ **法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面 ※別様式**
- ・ 建設業退職共済掛金収納書（契約締結日から 1 ヶ月以内の提出）

(2)事業担当課へ提出する書類

- ・ 着手届等上記以外の書類
- ・ 前払金関係書類

(該当工事のみ)

- ・ 中間前金払・部分払の請求書
※請求額は 10 万円単位
※請求書の日付は担当課にご確認ください。
- ・ 法定外の労災保険の付保が確認できる書類の提示

養父市ホームページ内「養父市の入札に伴い契約を締結した方」のページに各種様式を掲載しています。

https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/kikakusomu/somuzaisei/1_4/12598.html

◆各書類の押印省略について

事務の効率化等を図るため、一部の書類について押印を省略しています。詳細については下記のとおりです。

- ・ 従来どおり押印 … 契約書
ただし、電子契約サービスを利用する場合は省略となる。
- ・ 条件付で押印省略可 … 誓約書、請求書 ※発行責任者等記載
- ・ 押印省略 … 上記以外の書類（㊟の表示なし）

◆契約保証・前金払保証の電子化について

契約保証・前払金保証について、電子証書等の取扱いを開始しました。

詳細については、「契約保証・前金払保証の電子化について」をご確認ください。

- 9 令和 8 年 9 月 1 日以降に契約を締結する契約書について、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和 6 年 12 月 13 日閣議決定）により、談合、贈収賄等、不正行為に対する発注者の措置として、特約条項を設定します。詳細は契約書をご確認ください。